

# 平成26年度 一般採用試験前期

## 公民（倫理、政治・経済）試験問題（9頁中の1）

### （人文・社会科学専攻）

（注意） 解答はすべて別紙解答用紙の定められた欄または枠内に記入すること。正しく記入していない場合には採点されないので注意すること。

- 1 次の空欄（①）～（⑨）に最も適当な語句を記入し、問1～問5に答えよ。ただし、同一番号には、同じ言葉が入る。

信仰上の「寛容」とは、最も広い意味では宗教において見解を異にする人々に対して自由を与えることを意味する。ヨーロッパにおける寛容思想の発展は、純粹に直線的なものではなかった。パリサイ派のユダヤ教徒から回心した使徒（①）が、コリント人への第一手紙の中で「あなたがたが兄弟たちに対して罪を犯し、彼らの弱い良心を傷つけるのは、キリストに対して罪を犯すことなのです」と記しているように、古代の原始キリスト教会には、自由に基づく愛の精神において他の人々を尊重する思想があり、隣人の良心は損なわれてはならないと考えられていた。確かに原始キリスト教会においても、自己の構成員に対して不寛容な態度を示す場合があったが、しかし正道を踏み外した会員に対しては、一般的に死刑を執行することは許されず、懲戒の方法として破門が実行されていた。ところが、ローマ帝国によってキリスト教が公認されると、教会は支配権力と結びつき、潜在的に保守的な勢力となり、そこから宗教的な不寛容の精神が芽生え始めた。4世紀末までに教会は、異説を提唱するキリスト教徒に対して罰としての圧迫を加えることを容認した。古代の教父アウグスティヌスは、異端者への過酷な拷問や死刑に対しては断固として反対し、自己の信仰を他人に押しつけるような強制に異論を唱えたが、しかしながら、彼は反乱や暴動に関与したドナトゥス派の人々に対抗するために、世俗権力の援助を要請し、異端者や不信者を強制的に服従させようとした。そのことが、中世の教会による異端禁圧の慣行を生み出す先例となった。中世ヨーロッパにおける不寛容の基礎は、教会と世俗権力との強い結びつきであった。中世では、信仰上の立場を異にすることは、社会に脅威を与えることを意味した。宗教上の革新者たちが、往々にして社会的な叛徒となった。13世紀に『神学大全』を執筆したスコラ哲学の大成者である（②）は、異端者のみが死刑に値すると見なして、異教徒に対しては比較的寛容であった。確かに中世において幾つかの地域で、キリスト教徒がユダヤ人やイスラム教徒と平和的に共存していたが、しかしながら異教徒が処罰されなかった地方でも、神の聖霊や自分の良心に対して、罪を犯したという理由から異端者は罰せられた。中世ヨーロッパにおいて異教徒や異端者に対する不寛容の精神は、十字軍の時代（1096-1291年）に最も高揚した。

個人の良心の自由を唱えて勃発した宗教改革運動は、必ずしも寛容思想の発展に直結したわけではなかった。贖宥状を批判するために『（③）ヶ条の論題（意見書）』を掲げたルターは、再洗礼派、ユダヤ人、トルコ人、反乱に荷担した農民たちなど思想の異なる人々に対して、総じて非寛容な態度をとった。『キリスト教綱要』を著し、ジュネーヴの宗教改革にたずさわった（④）も、三位一体論を否認したセルヴェトスの告発に関与し、その処刑に反対することはなかった。それに対して、ルネサンスという精神的運動は、西洋における宗教的な寛容の成立

に大きく貢献した。ルネサンスの政治思想の中には、教会と国家の分離という発想の萌芽が認められ、それが宗教的自由の前提条件となった。またルネサンスは、人々に普遍的な人間的価値を探求させ、それに基づいて宗教の上で異説を唱える者たちに対しては、以前よりは思いやりのある態度をとることを促した。イタリアの( ⑤ )の作品『デカメロン』に収められた「三つの指輪」の話では、裕福なユダヤ人の主人公の言葉を通して、ユダヤ教、キリスト教、イスラム教の間の寛容思想が説かれている。またロッテルダム出身の人文主義者エラスムスは、「聖書全体が語っていることは、ただひとえに平和と一致協力のことだけである」と書いて、宗教的な熱狂や狂信を批判し、人類における寛容と和合を説いた。『エッセー』を記したフランスのモラリストである( ⑥ )は、宗教戦争の現実直面して、人間の独断的で偏狭な精神を批判し、謙虚に自己を見つめることの大切さと、寛容や中庸の必要性を訴えた。

ユグノー戦争や30年戦争などの深刻な宗教戦争の体験は、様々な啓蒙思想家や哲学者の中に宗教的な寛容思想を芽生えさせた。『戦争と平和の法』を執筆し、「近代自然法の父」と呼ばれた( ⑦ )は、教会の中に一致と寛容をもたらすべき共通の諸原理と遺産を探求した。オランダのユダヤ人家庭に生まれた哲学者スピノザは、『神学・政治論』で宗教の本質を隣人愛の<sup>(4)</sup>実践と見なし、個人は宗教上の完全な良心の自由を持っており、たとえ人々の間に見解の相違が生じたとしても容認されるべきことを主張した。そして、スピノザと同じ1632年に生まれ、『統治論』で王権神授説を否定した( ⑧ )は、オランダでの亡命生活の時に『寛容についての書簡』を著し、国家の仕事と教会の役割を明確化して、政教分離と公共の福祉に基づいた寛容思想を述べ、理性の普遍的諸原理としての良心の自由を主張した。しかし、( ⑧ )は無制限な宗教的寛容を唱えたわけではなく、無神論者やカトリック教徒などへの迫害を容認した。ドイツの合理論の哲学者・数学者ライプニッツは、キリスト教内の宗派対立を憂慮して、普遍的な和解の精神に立脚して、諸教会の再統一を助成することに尽力した。そして、18世紀に『哲学書簡』や『カンディード』などの著作を残した啓蒙思想家である( ⑨ )は、南仏でユグノーが<sup>(5)</sup>冤罪で処刑された「カラス事件」を契機に『寛容論』を執筆し、宗教的偏狭さや教会の横暴を批判し、民族の相違を超えた寛容を力説した。

問1 下線部(1)に関連して、「教父」という言葉の意味について説明しなさい。

問2 下線部(2)に関連して、16世紀にその教会刷新運動がカトリック教会によって異端としては処罰されずに、正式に公認された人物を、次の(a)~(e)の中から一つ選び、記号で答えなさい。

- (a) ヤン・フス (b) ウィクリフ (c) イグナティウス・ロヨラ  
(d) アリウス (e) マニ

問3 下線部(3)に関連して、『人間の尊厳について』を著して、人間の自由意志の意義を強調したイタリアの人文主義者を、次の(a)~(e)の中から一つ選び、記号で答えなさい。

- (a) ラブレール (b) パスカル (c) マキャヴェリ  
(d) ダンテ (e) ピコ・デラ・ミランドラ

問4 下線部(4)に関連して、スピノザが執筆した著作を、次の(a)~(e)の中から一つ選び、記号で答えなさい。

- (a) 『エチカ』 (b) 『純粹理性批判』 (c) 『精神現象学』 (d) 『パンセ』 (e) 『方法序説』

問5 下線部(5)に関連して、ライプニッツが主張した「モノド論」の意味について説明しなさい。

2 次の空欄( ① )～( ⑧ )に最も適当な語句を記入し、問1～問4に答えよ。ただし、同一番号には、同じ言葉が入る。

近代日本を代表する哲学者西田幾多郎は海外に留学することはなかったが、彼の同僚や弟子など、その次の世代の哲学者の<sup>(1)</sup>多くがヨーロッパに留学した。彼らの留学先としては第一次世界大戦後、通貨マルクの価値の下落により円の交換比率が有利であったこともあり、ドイツに人気があった。当時は( ① )という哲学的方法の創始者であるフッサールを多くの日本人学者が訪れ、フッサールがフライブルク大学で教鞭を執っていたことから、「フライブルク詣で」という言い方が生まれたぐらいであった。( ① )は意識の本質を「何ものかに向かっている」という志向性として捉え、そのさまざまな様態を記述する哲学的方法である。

このフッサールの弟子であった( ② )は( ① )を独自の仕方 で発展させ、1927年に刊行された主著『存在と時間』ではそれを「現存在」の分析論として展開した。( ② )は現存在の存在を世界一内一存在と規定し、『存在と時間』ではまずその日常的なあり方を記述する。彼によると現存在は平均的日常性においては、自己を喪失し他者と同じようなあり方に没入する( ③ )という存在様態を取る。しかし現存在はおのれの死の可能性から逃避せず、それを不安のうちで引き受ける「死への存在」において、おのれの本来的なあり方を取り戻すことも可能である。( ② )の思想はしばしば実存主義に属するものとされるが、彼自身はそのようなレッテルを貼られることを拒否し、<sup>(2)</sup>自分の哲学をあくまで「存在の問い」として理解するよう求めている。『存在と時間』で現存在の分析がなされるのも、それをとおして「存在の意味」を明らかにするためであった。

( ② )は『存在と時間』の刊行以前、すでに1920年代前半からドイツの哲学界で広く名を知られており、その時期にはその後の現代思想の歴史に名を残した人物が学生として授業を聴講し、<sup>(4)</sup>日本人でも田辺元、九鬼周造、三木清など多くの留学生が彼のもとで学んでいた。当時、( ② )は古代ギリシアの哲学者( ④ )の研究書の出版を準備しており、( ④ )の『ニコマコス倫理学』や『形而上学』などを講義でも繰り返し取り上げていた。

京都帝国大学で西田の同僚であった( ⑤ )は、ちょうどドイツ留学中に出版された『存在と時間』を下宿で読みふけたという。( ⑤ )は『( ⑥ )』の序言において、『存在と時間』が人間存在の構造として時間性を鋭く捉えながらも、空間性、すなわち( ⑥ )性を十分に考慮に入れていないことを不満に思ったことが、( ⑥ )性の問題を考えるきっかけとなったと述べている。( ⑤ )はこの書において( ⑥ )を( ⑦ )型、砂漠型、牧場型の三つの類型に分類し、自分がヨーロッパに渡航した際の印象などに依拠してその記述を行った。

( ⑤ )は大著『日本倫理思想史』などに代表されるように日本倫理思想史の研究においても大きな業績を残している。彼はそこで日本の神話に登場する神々の神性が「無限に深い神秘の発現しきたる通路」であることに基づくと指摘し、天皇の尊さも究極的にはその点に由来するとした。こうした民族全体性の表現者としての天皇の権威にしたがう帰依の態度が彼によると、( ⑧ )であった。この( ⑧ )は高校倫理の教科書では、私心をもった「きたなき心」を克服し、うそ偽りなく全体に尽くす透きとおった心などと規定されているが、( ⑤ )の『日本倫理思想史』においては、それは端的に天皇尊崇を意味するものとされているのは興味深い。

- 問1 下線部(1)に関連して、西田幾多郎が1911年に刊行した『善の研究』のもっとも中心的な概念である「純粹経験」の意味を説明しなさい。
- 問2 下線部(2)に関連して、19世紀の思想家で『不安の概念』や『死にいたる病』などの著作をもち、『現代の批判』において現代を「水平化の時代」として特徴づけた人物の名前を記しなさい。
- 問3 下線部(3)に関連して、『存在と時間』などの影響も受けつつ、『存在と無』を著したフランスの実存主義を代表する哲学者の名前を記しなさい。
- 問4 下線部(4)に関連して、ユダヤ人の女性でのちにアメリカに亡命し、『全体主義の起源』や『人間の条件』などを著した人物の名前を、次の(a)~(e)の中から一つ選び、記号で記しなさい。
- (a) レヴィナス (b) アドルノ (c) ボーヴォワール (d) アーレント  
(e) ガダマー

3 以下の文章を読んで、問1～問4に答えなさい。

選挙とは有権者の意思を国政に反映させる手段であり、選挙制度とは有権者一人一人の投票行動を議席の配分に変換する仕組みである。戦後の日本の国政レベルの選挙制度の変遷を衆議院、参議院それぞれについて見ると、以下のようになる。

まず、衆議院議員の選挙は、1946年総選挙が [ ① ] 選挙区制限連記制によって行われたが、1947年総選挙から1993年総選挙にかけては、いわゆる [ ② ] 選挙区制が採用されてきた。この制度のもとでは、有権者は各々 [ ③ ] 票を投じ、得票の多い順に1つの選挙区の定数(原則として3人から5人)までが当選となった。その後、1994年に小選挙区比例代表 [ ④ ] 制が新たに導入され、以降、1996年の総選挙からはこの制度のもとで衆議院議員が選出されている。小選挙区比例代表 [ ④ ] 制は、1つの選挙区から最大の得票を得た1人のみを選出する小選挙区制と、全国を [ ⑤ ] の<sup>(a)</sup>ブロックに分けて行われる比例代表制を<sup>(b)</sup>組み合わせたものである。

参議院議員選挙については、1980年までは全国を1つの [ ① ] 選挙区とする全国区選挙と、各 [ ⑥ ] を選挙区とする選挙区選挙とを組み合わせた制度が採用されていた。しかし、全国区選挙については、お金がかかりすぎるとの批判もあり、1983年の選挙から全国を1つのブロックとする比例代表制が採用された。比例代表制については、党が作成した名簿の順位にしたがって当選者が決まる [ ⑦ ] 名簿式が採用されていたが、2001年の参議院選挙から投票の際に候補者名または政党名を書くことができるようになり、個人の得票順に政党内の当選者が決まる [ ⑧ ] 名簿式に変更された。したがって、参議院の選挙制度は、選挙区選挙と [ ⑧ ] 名簿式比例代表制の<sup>(c)</sup>組み合わせとなっている。

問1 空欄 [ ① ] ～ [ ⑧ ] に入る語句を以下から選択し、解答欄に記号で記入せよ。ただし、同じ番号の空欄には同じ答えが入る。

- (ア) 1            (イ) 2            (ウ) 5            (エ) 11            (オ) 小            (カ) 中            (キ) 大  
 (ク) 併用            (ケ) 連用            (コ) 並立            (サ) 比例            (シ) 拘束            (ス) 非拘束  
 (セ) 都道府県            (ソ) 市町村

問2 下線部(a)にあるような選挙制度についての記述として、最も適切でない記述を次の①～④のうちから1つ選べ

- ① このような選挙制度のもとでは大政党に有利になり死票が増加する。  
 ② このような選挙制度を導入した理由の一つに、候補者中心の選挙から政党中心の選挙に変化することへの期待がある。  
 ③ このような選挙制度のもとでは、1つの党から同一選挙区において複数の候補が立候補することが多い。  
 ④ このような選挙制度のもとでは、党の公認を得ることの重要性が高まる。

問3 下線部(b)にある、衆議院選挙における小選挙区制と比例代表制の組み合わせ方について、最も適切でない記述を次の①～④のうちから1つ選べ。

- ① 政党の公認候補に限って、小選挙区の立候補者がその選挙区を含むブロックでのその政党の比例代表候補になることが認められている。  
 ② 各政党の獲得議席数を比例代表制によって決定し、小選挙区当選者に優先的に議席を与える仕組みである。

- ③ 小選挙区で落選した候補者が比例区で復活当選することが可能である。
- ④ 比例区の候補者名簿で同一順位に位置づけられた候補者の間では、それぞれの候補者が立候補していた小選挙区において最多得票で当選した者の得票数の何%を得ていたかという、「惜敗率」の高い候補者から順に当選となる。

問4 下線部(c)にある、参議院選挙における選挙区選挙と比例代表制の組み合わせ方について、最も適切な記述を次の①～④のうちから1つ選べ。

- ① 政党の公認候補に限って、選挙区からの立候補者がその政党の比例代表候補になることが認められている。
- ② 選挙区選挙における得票は、比例代表選挙における各政党の獲得議席数の算出には反映されない。
- ③ 各政党の獲得議席数を比例代表制によって決定し、選挙区当選者に優先的に議席を与える仕組みである。
- ④ 総定数のうち、選挙区で選出される議員よりも比例代表で選出される議員の方が多い。

- 4 次の文章を読み総合的に判断して、空欄①～⑫に入れるのに最も適切な語句を答えなさい。ただし、①のみ漢字で記述し、②～⑫については下の選択肢㉖～㉚の中から選んで記号で答えなさい。なお、同じ番号の空欄には同じ答えが入る。

現代の経済において、大規模な生産活動を行ううえでとくに重要な企業形態とされる①会社は、②を負う出資者が会社の所有者となるしくみであり、多数の出資者から巨額の資金を集めることができる。①会社の最高機関は③であり、会社の経営方針、役員人事、利益配分などを決定する。

①会社において、小さな出資比率しかもたない出資者の多くは経営に関する専門知識も参加意欲もあまりもたないため、現代の大企業においては④と呼ばれる現象が一般的となった。④の結果として、経営者の行動を監視・監督する⑤のメカニズムをどのように確立するかが重要な問題となった。

資本主義経済では企業に⑥の自由が保障されているが、そのためなら何をしてよいということではなく、法令を遵守する⑦が求められるのはもちろん、⑧も期待されている。⑧に関連する活動として、⑨と呼ばれる文化支援活動や、⑩と呼ばれる慈善的寄付などの社会貢献活動がある。

企業のような民間の主体による自由な経済活動に対して、政府がどの程度まで干渉・介入すべきかについては多くの議論がある。たとえばイギリスのサッチャー政権やアメリカのレーガン政権では、⑪と呼ばれる考え方に基づいて、⑫や民営化など、民間企業の創意工夫や意欲を活かして経済を活性化させようとする政策がとられた。

- |               |               |           |           |       |
|---------------|---------------|-----------|-----------|-------|
| ㉖取締役会         | ㉗ニューディール      | ㉘思想・良心    | ㉙ケインズ     | ㉚社会主義 |
| ㉛内部留保         | ㉜コーポレート・ガバナンス |           | ㉝大きな政府    | ㉞有限責任 |
| ㉟ブランド         | ㊱規制緩和         | ㊲私有財産制    | ㊳コンプライアンス |       |
| ㊴利潤追求         | ㊵説明責任         | ㊶キャピタルゲイン | ㊷株主総会     |       |
| ㊸エマージング・マーケット | ㊹企業の社会的責任     | ㊺コングロマリット |           |       |
| ㊻メセナ          | ㊼小さな政府        | ㊽配当       | ㊾結社       |       |
| ㊿フィランソロピー     |               | ㊿無限責任     | ㊿マーケットシェア |       |
| ㊿監査役会         | ㊿所有と経営の分離     |           |           |       |

5 アフリカに関する以下の文章を読んで、問 1～問 8 に答えなさい。

1960年に国連総会は( あ )宣言を採択し、この年は「アフリカの年」と呼ばれた。しかしこれ以降アフリカは、独立戦争、民族間紛争などの多くの武力紛争を経験してきた。またアフリカは一次産品に依存した脆弱な経済構造と政情不安定により恒常的に飢饉や貧困を経験してきた。従来アフリカが語られる際にはこうした負のイメージがつきまとってきた。

国際社会はアフリカに対し政府開発援助を通じた先進国からの経済援助や、紛争地域への平和維持活動(PKO)の派遣など様々な対策・支援を行ってきた。アフリカ諸国自身も地域機構を設立し、独自の安全保障の枠組みを作るなど自助努力を進めていたものの、地域情勢は安定せず、着実に経済発展する段階までにはなかなか到達しなかった。

しかし、こうした国際社会の取り組みが実を結び、近年アフリカ諸国(特にルワンダやアンゴラなど武力紛争が終結した国々)は徐々に安定化し急速な経済発展を遂げつつある。国際社会も単にお金を与える援助から現地の住民の主体的取り組み(ローカル・オーナーシップ)を重視するようになってきた。いくつかの国連機関はアフリカに本部を置くようになっている。

日本政府は1992年に閣議決定された( い )に基づき援助を実施してきたが、2003年にこれを改定した。2013年に横浜で開催された5回目の「アフリカの開発に関する会議([ う ])」では、急速なアフリカの経済成長を反映した宣言文書が採択された。アフリカは「最後のフロンティア」の一つとしてその潜在的な市場としての価値が期待されつつある。

問 1 ( あ )( い )に当てはまる語を答えよ。

問 2 [ う ]に当てはまる略語を以下から選べ。

- ① START ② AFTA ③ NIEO ④ TICAD ⑤ UNCTAD

問 3 下線(a)に関し、1960年に宗主国からの独立を契機に勃発し、国連 PKO である ONUC が展開されたアフリカの武力紛争の名称を答えよ。

問 4 下線(b)に関し、コーヒー・綿花・ゴム・サトウキビ・カカオなど、単一の商品作物を栽培する経済を何と呼ぶか。

問 5 下線(c)に関し、発展途上国の中でも特に経済発展が遅れており飢饉や貧困に苦しむ国々をさす国連用語をアルファベット 3 文字の略語で答えよ。

問 6 下線(d)に関し、1996年に締結されたアフリカにおける非核地帯条約の名称を以下から選び記号で答えよ。

- ① トラテロルコ条約 ② ペリンダバ条約 ③ ラロトンガ条約  
④ バンコク条約

問 7 下線(e)に関し、1994年にルワンダ内戦において発生した大規模な集団殺害を何と呼ぶか。カタカナ 6 文字で記述しなさい(濁点、半濁点は 1 文字に数えない)。

問 8 下線(f)に関し、1972年に設立されたケニア・ナイロビ近郊に本部を置く環境保護を目的とした国連機関の名称を答えよ。



6 以下の文章を読み、問1～問4に答えなさい。

国際社会は、主権国家が並び立っている社会である。しかし、人としての基本的な権利はどの国でも認められるべきだという考えから、国際法によって人権保障の基準を定めようとする動きがある。その一環において、1948年、国連総会は基本的な人権基準を示した〔 (1) 〕宣言を採択し、さらに1966年、「<sup>(a)</sup>経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」と「〔 (2) 〕に関する国際規約」からなる国際人権規約を採択した。

普遍的な人権だけではなく、社会的弱者といわれる人の権利を特別に保障することを国家に義務付ける条約も作られている。たとえば、人種、宗教、政治的意見などを理由に迫害を受ける可能性があるために自国外におり、自国の保護を受けることができない人を保護する〔 (3) 〕条約、18歳未満の子どもの人権を包括的に規定した〔 (4) 〕条約がある。

なお、人権に関する様々な条約を批准した国は、条約に示された内容に合わせて自国の国内法を改正し、<sup>(b)</sup>人権保障の制度を整えなくてはならない。

また、人権を弾圧している国<sup>(c)</sup>に対して、他の国が国際社会の世論を背景にして圧力をかけ、そのような行為をやめさせることもある。

問1 空欄(1)～(4)に入る語句を書きなさい。

問2 下線部(a)に関連して、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約に定められている権利もしくは内容として最も不適切なものを一つ選び、番号で答えなさい。

- ① 教育に対する権利    ② 内外人平等主義    ③ 奴隷制度の禁止  
④ 健康を享受する権利

問3 下線部(b)に関連して、人権に関する条約の義務を履行することを目的として制定された日本の法律として、最も適切なものを一つ選び、番号で答えなさい。

- ① 男女雇用機会均等法    ② 個人情報保護法    ③ 国民保護法    ④ 通信傍受法

問4 下線部(c)に関連して、南アフリカ共和国がとったことのある白人優位の人種差別政策を何というか、カタカナで書きなさい。